

川口市子どものインターネットの適切な利用の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、インターネットが子どもに及ぼす影響に鑑み、全ての子どもが被害者にも加害者にもならないよう、子どものインターネットを適切に活用する能力の習得及び子どものインターネットの利用による被害の防止に関し、基本理念を定め、市及び保護者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どものインターネットの適切な利用を推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) インターネットを適切に活用する能力 主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力をいう。

(基本理念)

第3条 子どものインターネットの適切な利用の推進は、子ども自らがインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨として行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、子どものインターネットの適切な利用を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どものインターネットの利用による被害の防止に関し、必要な知識及び能力の習得に努めるものとする。

(インターネットを適切に活用する能力の習得等に関する施策)

第6条 市は、子どものインターネットを適切に活用する能力の習得及び子どものインターネットの利用による被害の防止を図るため、子ども及びその保護者に対し、必要な知識の普及及び意識の啓発に努めるとともに、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットの利用に関する取決めの促進等)

第7条 市は、子どものインターネットの利用に関し、子どもとその保護者との間において取決めを行うことの重要性について、子ども及び保護者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、子どもとその保護者がインターネットの利用に関する取決めについて円滑に話し合うことができるよう必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

- 2 保護者は、自らの教育方針及び家庭の状況並びに子どもの発達段階に応じて、その子どもとの間においてインターネットの利用に関する取決めを行うよう努めるものとする。
- 3 子ども及びその保護者は、インターネットの利用に関する取決めを行ったときは、これを守るよう努めるものとする。

(学校における教育の充実)

第8条 市は、市が設置する学校の児童及び生徒に対してインターネットを適切に活用する能力の習得に関する教育の充実を図るとともに、インターネットの利用による児童及び生徒の被害の防止を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、子どものインターネットを適切に活用する能力の習得に関する教育の充実を図るため、市が設置する学校の教員等の資質の向上に努めるものとする。

(相談支援体制の充実)

第9条 市は、子どものインターネットの利用に関して、当事者及び関係者（以下この条において「当事者等」という。）の不安、当事者等に生じた不利益等を解消し、及び当事者等が抱える心理的負担を軽減するため、相談支援体制を充実させるものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 専門的知識を有する機関の紹介

(財政上の措置)

第10条 市は、子どものインターネットの適切な利用を推進するための施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。